

別表

加古川市立小学校・中学校・義務教育学校 校区外・区域外就学許可基準

事由	分類	許可期間	許可基準	申請	添付書類等
① 学期途中で転居する場合	ア 高学年	卒業まで	小学5～6年生、中学2～3年生が4月1日以降に転居・転出する場合、卒業まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
	イ 高学年以外	学年末まで ※高学年の兄弟姉妹がいる場合、その者の卒業時まで	小学1～4年生、中学1年生が4月1日以降に転居・転出する場合、学年末まで現籍校就学を許可。	事由発生時	
② 転居予定先の学校へ先に就学する場合		住民票異動(転居)まで ※1年以内	住宅の新築購入等で学年途中での転居・転入が確実な場合、転居予定先の学校に就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し 世帯全員が記載された住民票の写し (市外に住民票がある場合のみ)
③ 住宅購入手続きのため住民票のみ異動させる場合		住宅完成時まで	住宅完成後校が確実な場合、住宅完成時まで現籍校の就学を許可。	異動時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
④ 住宅建替えのため一時的に住所を異動する場合		住宅建替後、元の住居に戻るまで(1年以内)	住宅建替え後、元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	建築確認通知書・売買契約書等の写し
⑤ 特別支援学級への入級の場合	ア 特別支援学級(病弱学級を除く)	特別支援学級入級の期間	指定校に当該児童生徒の障がいと該当する学級がない場合、他の学校への就学を許可。	随時	
	イ 病弱学級	入院期間中	加古川中央市民病院入院期間中、加古川小学校、加古川中学校への就学を許可。	随時	
⑥ 強制立退きの場合		卒業まで	公権力による場合、卒業まで現籍校への就学を許可。	事由発生時	事実を証明する書類
⑦ 災害等で住所を一時的に異動する場合		避難期間中	災害復旧後元の住所に戻ることが確実な場合、現籍校への就学を許可。	事由発生時	罹災証明
⑧ 保護者の就労による場合		学年末まで	保護者が就労しているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	保護者の就業証明書 ※自営業の場合は開業届(税務署等提出分)、営業許可書、営業を確認できる確定申告書の写しのうち1点 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し (市外に住民票がある場合のみ)
⑨ 保護者の疾病による場合		学年末まで	保護者の疾病により、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し (市外に住民票がある場合のみ)
⑩ 保護者が常時看護、介護を行っている場合		学年末まで	保護者が看護、介護を行っているため、児童生徒の帰宅後、面倒を見るものがない場合、児童生徒を預かる者の住所地の学校への就学を許可	毎年度	医師の診断書または介護保険証(要介護度が記載されているもの) 児童生徒を預かる者の承諾書 世帯全員が記載された住民票の写し (市外に住民票がある場合のみ)
⑪ 教育的に配慮する場合	ア 身体上の理由	学年末まで	児童・生徒の身体上の理由により、配慮が必要と認められる場合、医師の意見を参考に就学を許可。	毎年度	医師の診断書
	イ 教育的理由	卒業まで	いじめ・不登校等の理由により、配慮が必要と認められる場合、学校長が適当と認める学校への就学を許可。	当初	関係する学校長の意見書 (事前に学校・教育委員会との協議が必要)
⑫ 地理的な理由による場合	ア 距離	卒業まで	自宅から学校まで徒歩で安全に通学できる距離が、小学校にあっては2km以上、中学校にあっては3km以上あり、指定された学校より隣接学校が近い場合に許可。(校区外就学のみ)	当初	
	イ 安全性、利便性	卒業まで	通学路等の地理的面や隣接学校との距離等を考慮し、指定された学校への通学が著しく不合理な場合、教育委員会が別に定める地域について許可。(校区外就学のみ)	当初	
	ウ 教育的配慮	卒業まで	同一小学校で進学する中学校が2つに分かれている場合で、ほとんどの児童が進学する中学校に少数の児童が就学を希望する場合、教育委員会が別に定める地域について許可。(校区外就学のみ)	当初	
⑬ 部活動による場合		卒業まで ※退部または理由なく長期にわたり休部した場合はその日まで	転入転居直前に在籍した中学校で継続的に行っていた部活動(新入学の場合は、少なくとも小学校5年生から継続的に行っている場合)が、指定された中学校がなく、近隣の中学校で実施している場合は、当該部活動に入部することを前提として、その部活動のある近隣中学校への就学を許可。(希望する部活動のある近隣中学校が複数ある場合は、安全に通学できる経路が最も短い中学校)(校区外就学の中学生のみ)	当初	継続的に部活動をおこなっていたことを証明する書類。 (事前に学校・教育委員会との協議が必要)
⑭ 町内会の加入による場合		卒業まで	加入している町内会が住民登録地の町内会と異なる場合、加入している町内会の学校への就学を許可。(校区外就学のみ)	当初	町内会加入証明書
⑮ 特別な事情により住民票の異動ができない場合		年度末まで	債権者からの逃避等、やむをえない場合、居住地の学校への就学を許可。	当初	住民票、健康保険証の写し等、住所氏名の確認ができるもの 居住地が確認できるもの
⑯ その他教育委員会が必要と認めた場合		校区外・区域外就学が必要な期間	教育委員会が特に必要と認めた場合、校区外・区域外就学を許可。	当初	教育委員会が必要とする書類

※上記は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではありません。いずれの事由による場合も、保護者の管理下で登下校の安全が確保されるとともに、就学に支障がないと学校長が認めた場合にのみ適用し、教育委員会が許可します。

※故意に虚偽の申請をした場合や、申請理由が消滅したと認められる場合は許可を取り消します。

※義務教育学校の場合は、小学校1～6年を「義務教育学校前期課程1～6年」、中学校1～3年を「義務教育学校後期課程7～9年」に読み替えるものとする。

※義務教育学校前期課程の場合は、許可期間が「卒業まで」を「義務教育学校前期課程修了まで」と読み替えるものとする。